

公益社団法人瀬戸内海環境保全協会旅費規則（抜粋）

（旅費の額）

第5条 旅費は、兵庫県の「職員等の旅費に関する条例」（昭和35年兵庫県条例第44号、以下「県旅費条例」という。）の規定の例による。ただし、鉄道賃、船賃又は車賃については実費とし、通勤手当の支給範囲に重なる旅行区間の鉄道賃等は支給しないこととする。